

日本肥満学会認定生活習慣病改善指導士 認定規則

第1章 総則

- 第1条 この制度は肥満に関連する生活習慣病改善のためのよりよい指導を行うために、有能な専門的知識および技術を有する職種の資質向上を図り、国民の健康増進に貢献することを目的とする。
- 第2条 前条の目的を達成するため、日本肥満学会は学会認定制度を設け、日本肥満学会生活習慣病改善指導士（以下「生活習慣病改善指導士」という）を認定する。
- 第3条 本制度の維持と運営のために、生活習慣病改善指導士認定委員会（以下本委員会という）を設置する。

第2章 生活習慣病改善指導士認定委員会

- 第4条 生活習慣病改善指導士認定委員会の構成、運営を次のように定める。
- 1) 本委員会は、理事会が選出した若干名の委員をもって構成する。
 - 2) 委員長は理事長が指名する。
 - 3) 本委員会は生活習慣病改善指導士の認定に関わる全ての業務を行う。
 - 4) 本委員会に生活習慣病改善指導士認定試験委員会、生活習慣病改善指導士認定カリキュラム委員会を設置する。
- 第5条 生活習慣病改善指導士認定試験委員会の構成、運営を次のように定める。
- 1) 生活習慣病改善指導士認定試験委員会（以下試験委員会という）は、本委員会が選出し理事会が承認した若干名の委員をもって構成する。
 - 2) 試験委員会委員長は本委員会委員長が指名する。
 - 3) 試験委員会は認定試験に関わる以下の業務を行う。
認定試験問題の作成、点検、採点。
試験結果の判定。
その他認定試験施行に関する業務。
- 第6条 生活習慣病改善指導士カリキュラム委員会の構成、運営を次のように定める。
- 1) 生活習慣病改善指導士カリキュラム委員会(以下カリキュラム委員会という)は、本委員会が選出し、理事会が承認した若干名の委員をもって構成する。
 - 2) カリキュラム委員会委員長は本委員会委員長が指名する。
 - 3) カリキュラム委員会は研修カリキュラムに関わる以下の業務を行う。
生活習慣病改善指導士研修カリキュラムの作成。
研修マニュアル、研修指導マニュアルの作成。
その他研修カリキュラムに関する業務。
- 第7条 カリキュラム評価委員会の構成、運営を次のように定める。
- 1) カリキュラム評価委員は、理事長が委嘱する。
 - 2) カリキュラム評価委員会委員長は理事長が指名し委嘱する。

- 3) カリキュラム評価委員会は、カリキュラム委員会が作成したカリキュラムが適正であるか評価する。

第8条

- 1) 各委員の任期は3年とし、留任を妨げない。
- 2) 本委員会及び試験委員会、カリキュラム委員会は委員の過半数の出席により成立する。
- 3) 本委員会及び試験委員会、カリキュラム委員会の議事は出席者の過半数をもって決する。

第3章 生活習慣病改善指導士の資格と業務

第9条 生活習慣病改善指導士とは生活習慣病の改善、予防に関して、適切な指導を行う能力を有する保健師、看護師、管理栄養士、薬剤師、臨床検査技師、理学療法士、健康運動指導士、臨床心理士などの職種に本学会が与える資格である。

第10条 生活習慣病改善指導士の業務を次に示す。

- 1) 臨床においては医師の指示のもと、生活習慣病の予防、改善について指導する。
- 2) 健康管理、保健指導においては生活習慣病の予防、改善について指導する。

第4章 認定試験の認定申請資格

第11条 生活習慣病改善指導士の認定試験の申請資格は次の各項の条件を全て満たすものとする。

- 1) 保健師、看護師、管理栄養士、薬剤師、臨床検査技師、理学療法士、健康運動指導士、臨床心理士等の資格を有する者。
- 2) 医療機関、健康管理機関、健診機関、保健指導機関などで3年以上の指導経験を有し、所属長がそれを認めた者。
- 3) 次の本学会学術講演会、セミナー等に参加し、講習を履修していること。
日本肥満学会学術集会の教育講演
日本肥満学会サマーセミナー
日本肥満学会スキルアップ講習会
その他日本肥満学会の指定する講演会等

第5章 生活習慣病改善指導士の認定、更新

第12条 生活習慣病改善指導士の認定を希望する者はあらかじめ定められた期日までに次の各号に定める申請書類に申請料を添えて本委員会に提出するものとする。

- (1) 生活習慣病改善指導士認定申請書
- (2) 取得資格の免許証、証明書あるいは登録書
- (3) 所属する機関の長の証明書
- (4) 指導例記録

(5) 講習履修証明書

- 第13条 認定試験は年1回行う。実施方法等については細則にて定める。
- 第14条 試験委員会は、受験資格の審査を行い、併せて試験問題を作成し、認定試験を実施し、その結果を審査すると共に試験結果の判定を行う。
- 第15条 本委員会は、試験委員会の判定を基に生活習慣病改善指導士の認定を行う。理事会の承認を経て、理事長は生活習慣病改善指導士の認定を公表する。
- 第16条 認定の更新は5年をもって行う。認定期間終了時に次の各号に定める全ての書類を本委員会に提出し、更新の審査を受ける。実施方法、更新条件等については細則にて定める。
- (1) 指導士資格認定更新申請書
 - (2) 単位取得証明書
 - (3) 指導例実績集

第6章 資格の喪失

- 第17条 理事長は生活習慣病改善指導士としてふさわしくない行為があったと認められた場合には、生活習慣病改善指導士の資格を理事会の議決を経て取り消すことができる。

第7章 規則の改廃

- 第18条 この規則の改廃は本委員会、および理事会の議決を経て、学術評議員会の承認を受けなければならない。

第8章 補則

- 第19条 この規則は2011年9月23日から施行する。
- 第20条 この規則施行についての細則は、本委員会により定め理事会にて決定する。